

死亡届を提出された方へ

- ◆届出後の役場内での各手続きについて簡易的にまとめております。
- ◆該当項目のある方は、各担当課の窓口で手続きをお願いします。
- ◆追加の手続き及び必要書類がある場合もございます。

【埋火葬許可証 及び 斎場使用許可証 について】

斎場へ提出した後に火葬済みの認印を受けた埋火葬許可証は、納骨の際に必要なになりますので、墓地の管理者へ提出してください。



五戸町役場

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

電話:0178-62-2111(代表)

HP:<http://www.town.gonohe.aomori.jp>

開庁時間:月~金 8:15~17:00(祝日、年末年始を除く)

	チェック	お亡くなりになった方について	手続き	必要なもの	担当課
住所・戸籍		印鑑を登録していた方	印鑑登録証の返却	・印鑑登録証(登録番号) ※死亡により自動で失効するため、紛失等で見つからない場合は返却不要です。	住民課 62-7959
		住民基本台帳カードをお持ちの方	カードの返納(任意) ※返納後は即日細断しますので、お返しすることができません。	死亡者の住民基本台帳カードの返還義務はありませんが、自治体に返還することも可能です。返還する場合は役場住民課へ申し出てください。	
		マイナンバーカード通知カードをお持ちの方		死亡者のマイナンバーカード、通知カードの返還義務はありませんが、自治体に返還することも可能です。返還する場合は役場住民課へ申し出てください。なお、死亡後の手続きでマイナンバーを使わないことを確認してから破棄又は返納してください。	
		死亡事実の記載がされた各種書類を必要な方	死亡者の住民票(除票)の申請(住所登録地へ) 死亡者の戸籍(除籍)謄本の申請 ※本籍が他市区町村でも、五戸町で申請できます。	・申請者の本人確認書類 ※死亡届出後、書類発行までに以下のとおりお時間をいただきます。 ○死亡者の住所登録地及び本籍地に直接死亡届を提出した場合 ・住民票…30分程度 ・戸籍…1週間程度 ○上記以外の場合 提出後、約10～14日程度 詳しくは提出地、住所登録地、本籍地にお問い合わせください。	
保険証		国民健康保険証をお持ちの方	資格喪失の手続き 葬祭費支給申請等	・死亡者の保険証 ・喪主の認印 ・喪主の振込先口座(通帳又はカード) ・世帯主死亡時はその世帯の全員分の国民健康保険証(世帯主欄変更) ※他市町村に死亡届を出した場合は喪主であることの証明書類(会葬ハガキ、葬祭日程表等)	介護支援課 62-7956
		後期高齢者保険証をお持ちの方	資格喪失手続き 葬祭費支給申請 受領申立書(医療給付費の受領、保険料の還付・納付のための相続人の申立)	・死亡者の保険証 ・喪主の振込先口座(通帳又はカード) ・受領申立者(相続人代表者)の振込先口座(通帳又はカード) ※他市町村に死亡届を出した場合 ・喪主であることの証明書類(会葬ハガキ、葬祭日程表等) ・死亡を証明する書類(死亡診断書のコピー)	
		介護保険証をお持ちの方	介護保険証喪失手続き	・介護保険証 ・負担割合証(お持ちの方のみ) ・限度額認定証(お持ちの方のみ)	

※葬祭費支給申請等は死亡届を提出後、1～2週間以内を目安にお手続きをお願いします。

●住民課の証明書発行について

証明書請求の際は、身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付の身分証明書、又は保険証+聴聞)により、必ず本人確認をさせていただきます。

また、請求にあたって下記に該当する方は、委任状が必要になる場合があります。

- ・住民票…世帯が別の方による住民票請求(同住所でも世帯が分かれている場合はご注意ください。)
- ・戸籍……直系血族(祖父母・父母・子・孫)、配偶者以外の方による戸籍請求
※世帯・家族構成、手続き内容によっては、委任状に代わる資料等を提示していただく場合があります。

	チェック	お亡くなりになった方について	手続き	必要なもの	担当課
国民年金		年金を受給中の方 年金受給前の方	死亡者によって手続き内容が異なります。まずは役場住民課年金担当係、又は年金事務所にお問い合わせください。 【八戸年金事務所】 0178-44-1742 ※最寄の年金事務所でもお問い合わせいただけます。	<ul style="list-style-type: none"> 死亡者の年金証書（受給中の方） 年金請求資格者の通帳（死亡者の配偶者、いない場合は三親等以内の生計同一者） 請求者の本人確認書類、マイナンバー ※手続き内容によっては戸籍等を取得していただく場合があります。	住民課 62-7959
				見つからない場合は年金基礎番号のわかるハガキ等をお持ちください。	
福祉		障害者手帳を（身体、愛護、精神）お持ちの方	手帳返還届出	<ul style="list-style-type: none"> 認印 ・ 手帳 死亡者のマイナンバー 	福祉課 62-7955
		障害児福祉手当 特別障害手当 等の福祉手当を受給していた方	死亡届,及び未支払い手当請求	<ul style="list-style-type: none"> 死亡証明書類（死亡診断書のコピー、住民票除票等） 配偶者又は扶養義務者の通帳 	
		重度心身障害者医療費助成を受給していた方	資格喪失等届出	<ul style="list-style-type: none"> 受給証、又は受給決定通知書 認印 ・ 相続人の通帳 	
		障害福祉サービス 障害児通所支援を受給していた方	受給者証返還	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス受給者証、又は障害児通所支援受給者証 	
		生活保護を受けていた方	死亡の報告	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書のコピー ・ 認印 ※福祉課、又は三戸地方福祉事務所のどちらかで手続きを行ってください。	
子ども		児童手当を受給している方	受給事由消滅届や新養育者による認定請求 等	<ul style="list-style-type: none"> 新受給者の保険証、認印、通帳、マイナンバー 支給対象児童の通帳 子の属する世帯全員のマイナンバー（※子と別居する場合） 	健康増進課 62-7958 福祉課・健康増進課各担当係
		保育所入所児童と同居していた方	世帯構成、扶養に関する変更届		
		家庭構成が母子か父子世帯、児童のみの世帯とされる方	ひとり親家庭等医療費助成の申請	<ul style="list-style-type: none"> 親子の保険証 ・ 通帳 子の属する世帯全員のマイナンバー 戸籍謄本等 	
			児童扶養手当の新規申請	※詳しくは福祉課担当係へお問い合わせください。	
		特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届、死亡届及び未支払手当請求	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書 ・ 戸籍謄本等 	
		乳幼児等医療を受給している方	受給資格者消滅（変更）の申請	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証 ・ 親子の保険証 通帳 	

	チェック	お亡くなりになった方 について	手続き	必要なもの	担当課
税金等		個人住民税が課税されている方	納税通知書の相続人申出	※個人住民税は、1月1日（賦課期日）現在、五戸町に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方（納税義務者）に課税されます。このため、1月2日（賦課期日の翌日）以降に納税義務者が死亡した場合は、相続人が納税の義務を引き継ぐことになり、納税通知書相続人（送付先の変更）の申出が必要となることがあります。	税務課 62-7954
		土地や家屋をお持ちの方 （※令和6年4月1日より相続登記が義務化されております。）	相続登記申請		八戸法務局 24-3346
			土地 家屋	八戸法務局でのお手続きとなります。 詳細は、八戸法務局へお問い合わせください。	
			未登記家屋がある場合		
			未登記家屋	登記申請をして下さい。 八戸法務局でのお手続きとなります。 詳細は、八戸法務局へお問い合わせください。	
			未登記家屋	未登記家屋名義変更届 ※登記申請に時間がかかる場合や、特段の事情等により登記できない場合 相続関係書類 （分割協議書の写し等）	
			相続登記に時間がかかる場合等		税務課 62-7954
		土地 家屋	相続人代表納税者指定届 兼 固定資産現所有者申告書	代表者の認印	
		相続放棄をした場合			
			土地 家屋	相続放棄申述受理通知書の写しを提出してください。相続放棄は家庭裁判所でのお手続きとなります。	
		原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農機）をお持ちの方	名義変更の届出 廃車の届出	状況により必要なものは異なります。 ・ナンバープレート （ナンバープレートを紛失等により返却できない場合は、標識紛失届と標識弁償金（1枚につき500円）が必要です。）	
住まい		町営住宅にお住まいの方	異動届	・死亡証明書類 （死亡診断書のコピー、住民票除票等）	都市計画課 62-7962
		五戸町簡易水道を使用していた方	給水休止又は使用者変更の申込		
		八戸圏域水道企業団の水道を使用していた方	給水休止又は使用者変更の申込 （インターネット又は電話で手続きができます。）		八戸圏域水道企業団 料金課 70-7010
		五戸ケーブルテレビに加入されていた方	加入者名義変更届	・認印	総合政策課 62-7952
		犬を飼っている方	登録事項変更届 （飼い主の変更）	・認印	健康増進課 62-7958
農林		農業者年金に加入、受給している方	農業者年金の死亡関係届出 [届出は農協へ]	・認印 ・未支給年金請求者名義の通帳 ・死亡日、死亡者と請求者の関係を 確認できる戸籍謄本等	農業委員会 事務局 62-7966
		農地を所有していた方	農地相続人届出	・認印 ・登記完了証 ※土地の相続登記手続きは、 先に法務局へお問い合わせください。	
		水田を耕作(転作含む)していた方	名義変更・継承届出	・認印	農林課 62-7960
		森林を所有していた方	新たに所有する方の森林取得の届出	・登記完了証 ※土地の相続手続きは、 先に法務局へお問い合わせください。	